資料２

大源太キャニオン活性化検討ワーキング 規約（案）

（名称）

第１条　本会の名称は、大源太キャニオン活性化検討ワーキング（以下「ＷＧ」という）と称する。

（目的）

第２条　ＷＧは、湯沢町の観光拠点の一つである大源太キャニオン及びその周辺において、地域資源である豊かな自然環境を活かした観光施設等（砂防施設を含む）の利活用について検討し、観光及び地域振興に向けた活性化策を取りまとめることを目的とする。

（ワーキング）

第３条　ＷＧは、別紙に掲げる構成員により構成するものとし、構成員の互選により座長を置き、座長は、ＷＧを総括するものとする。

また、構成員は、必要に応じてオブザーバーからの意見聴取及び構成員以外の機関等を出席させることができるものとする。

なお、構成員またはオブザーバーが出席できない場合は、代理を妨げないものとする。

（議事進行）

第４条　ＷＧは、座長が招集し、ＷＧの議事進行は、座長が行うものとする。

（事務局）

第５条　ＷＧの事務局は、湯沢町及び湯沢砂防事務所に置く。

（ワーキングの公開）

第６条　ＷＧは、原則、公開とし、冒頭のみ撮影可とする。また、配布資料及び議事要旨を湯沢町及び湯沢砂防事務所のホームページにて公開する。

（規約の改訂）

第７条　ＷＧは、規約を改正する必要があると認めるときは、構成員総数２／３以上の同意を得てこれを行うものとする。

（その他）

第８条　この規約に定めのない事項については、座長がＷＧに諮って定める。

（附　則）

本規約は、平成３０年１２月２１日から施行する。

（附　則）

（一部改正）

本規約は、令和元年８月　　日から施行する。

別　紙

大源太キャニオン活性化検討ワーキング

○ワーキング構成員（※印以外は役職指定、敬称略、順不同、下線は変更部分）

・新潟工科大学　工学部工学科
　　建築・都市環境学系　教授　　【座長】樋口　　秀（ひぐち　しゅう）※

・新潟県南魚沼地域振興局 局長

・一般社団法人 湯沢町観光協会 会長

・湯沢町商工会 会長

・旭原町内会 会長

・魚沼漁業協同組合 湯沢支部土樽分会 分会長

・湯沢町 町長

・国土交通省　湯沢砂防事務所　所長